

補助事業による施設整備等に係る契約手続きについて(船橋市保育運営課)

1 実施設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約について

(1) 補助金の対象となる契約について

『船橋市私立保育所等整備補助金』又は『船橋市幼保連携型認定こども園整備費補助金』を活用した施設整備の場合、補助内示前の契約締結は、補助の対象外となるので注意すること。

(2) 実施設計業務委託契約における成果物

実施設計業務委託契約には、下記成果物の作成を含めること。

- ・実施設計図書(設計事務所名が記載された、A3縮小版A4折のもの)
- ・設計見積内訳書(細目までの数量・金額入りのもの)

(3) 実施設計図書等成果物の内容確認

次の事項をよく確認すること。

- ①受領した成果物が委託した内容を具備しているか。
- ②図面内に備品購入など、別契約とするものが含まれていないか。(図示されている別契約とするものが別途工事あるいは参考図と表現されているか。特に、備品類、厨房設備、非常通報装置、外構、敷地外工事、各種負担金などに注意。)
- ③仕様(材料種別、グレード)、数量の表現が適切か。

2 工事請負契約の契約方式等の決定について

地方公共団体以外の者が補助事業により社会福祉施設等を整備する場合の契約手続きについては、その公正性及び透明性の確保に努めなければならない。従って、施設設計を行ったもの(以下「設計事務所」という)は入札に参加できないこととなるので、注意すること。(この場合、施設設計を行った施工業者や、設計事務所と密接な関係性を有する施工業者(同一の役員、同一の所在地、出資関係にあるなど)も同様に入札には参加できないこととなる。)

また、施設建設工事に係る契約手続きについては、市が行う公共事業の扱いに準じて適切に行うこととし、下表の左欄に掲げる区分に従い、右欄に掲げる契約方式を適用すること。

なお、契約方式の検討にあたっては、一般競争入札とするのか、それとも指名競争入札とするのか、理事会、取締役会、役員会等(以下「理事会等」という)において十分に検討し、決定すること。ただし、法人の規則上、理事会等を開催する必要がない場合は、決定経緯を文書にて保存し、市が提出を求めた場合はこれに応じること。

(船橋市建設工事等一般競争入札に係る入札参加資格要件設定基準及び指名競争入札に係る指名業者選定基準及び地方自治法施行令別表第5より)

設計金額(税込)	契約方式
5億円以上	一般競争入札又は15者以上の指名競争入札
1億円以上5億円未満	一般競争入札又は12者以上の指名競争入札
5,000万円以上1億円未満	一般競争入札又は9者以上の指名競争入札
2,000万円以上5,000万円未満	一般競争入札又は7者以上の指名競争入札
500万円以上2,000万円未満	一般競争入札又は5者以上の指名競争入札
500万円未満	一般競争入札又は3者以上の指名競争入札
130万円以下	随意契約によることが出来る。

(参考)

「一般競争入札」とは、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。

「指名競争入札」とは、資力、信用、その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。

3 入札参加業者の資格要件の設定について

前記2により契約方式を決定した後は、無数に存在する業者の中から、客観的指標により入札参加業者を選定する必要があるため、入札参加資格要件(以下「資格要件」という)を定める必要がある。

この資格要件を設定せず、単に「営業熱心だった」「名の知れた大手だった」「〇〇会社を入れたかった」などの主観的理由で入札参加業者を決定した場合、法人が恣意的に利害関係を有する施工業者を参入させる可能性や、受注能力のない施工業者への発注により、工事が難航するおそれがある。そのため、このような懸念事項を払しょくし、確実な業務遂行を担保するため、資格要件は理事会等において明確に定めること。

なお、資格要件には、下記①及び②の内容を含めるものとし、その他、整備を実施しようとする施設と同種(用途、規模及び構造)の工事を元請として施工した実績を含めるなど、適宜要件を設定すること。

- ① 船橋市建設工事入札参加有資格者名簿 又は 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録があり、船橋市建設工事入札参加業者資格審査基準 又は 千葉県建設工事等入札参加業者資格審査基準により設定された下表に掲げる設計金額に応じた各項目の点数を有すること。(千葉県、船橋市どちらも登録がある場合は、船橋市の総合点数を優先するものとする。)

(建築一式工事)

建築一式工事 設計金額(税込)	船橋市建設工事入札参加有資格者名簿登録業者の総合点数	千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿登録業者の客観点数
1000万円以上上限なし	850点以上	850点以上
1億2,000万円未満	750点以上850点未満	750点以上850点未満
5,000万円未満	650点以上750点未満	650点以上750点未満
1,000万円未満	650点未満	650点未満

(内装仕上工事)

内装仕上工事 設計金額(税込)	船橋市建設工事入札参加有資格者名簿登録業者の総合点数	千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿登録業者の客観点数
制限なし	800点以上	800点以上
5,000万円未満	700点以上800点未満	700点以上800点未満
2,000万円未満	600点以上700点未満	600点以上700点未満
500万円未満	600点未満	600点未満

- ② 船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領 及び 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

4 予定価格の設定について

設計事務所が積算した設計見積内訳書の金額を元に理事会等において予定価格を決定すること。

通常、予定価格は、設計見積内訳書の金額の範囲内で設定されることとなるが、予定価格を決定する際は、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、理事会等において適正に定めなければならない。ただし、法人の規則上、理事会等を開催する必要がないときは、決定経緯を文書にて保存し、市が提出を求めた場合はこれに応じること。

なお、入札の透明性を高め、公正な入札・契約手続きを推進するため、予定価格は、原則として入札公告又は指名通知により、事前に公表すること。（この場合、入札回数は1回とする。）

ただし、理事会等において検討した結果、落札金額の高止まりを防止するなど、予定価格を事前に公表しない合理的な理由がある場合は、事後公表に出来る場合があるが、あらかじめ市と協議すること。

5 最低制限価格の設定について

最低制限価格は、設計事務所に意見を徴するなどにより、理事会等において予定価格の92%～75%の範囲で決定すること。ただし、法人の規則上、理事会等を開催する必要がないときは、決定経緯を文書にて保存し、市が提出を求めた場合はこれに応じること。

なお、「最低制限価格の予定価格に対する割合」及び「最低制限価格」の公表については、入札参加業者へ適切な入札金額の積算を促すためにも事後公表を原則とするが、理事会等において検討した結果、入札の透明性を確保するために必要と判断した場合は、事前公表とすることが出来る。

6 入札公告(一般競争入札を実施する場合)について

(1)入札の公告方法

一般競争入札を行う場合は、上記3、4、5にて設定した資格要件等や入札の執行場所、日時、その他入札において必要な事項等を広く一般に周知(=公告)し、入札参加業者を募る必要がある。

そのため、入札の公告方法としては、下記のようなものがあるが、一般競争入札の「一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させる」趣旨に鑑み、複数の掲載方法により、広く一般に周知することが望ましい。(法人ホームページのみへの掲載をもって入札公告とすることは認めない。)

(例)

- ・建設業界の専門紙
- ・建設業界の日刊新聞
- ・法人ホームページ

(2)市への公告案の届け出について

専門紙等への入稿の前に、下記書類を速やかに市へ届け出ること。

- ① 予定価格及び最低制限価格を設定した理事会等議事録又は決定経緯が記された文書の写し
- ② 入稿予定の公告案

7 入札参加業者の選定について

理事会等において、最終的な入札参加業者の選定を行うが、選定を行うにあたり、入札参加業者が上記3で設定した資格要件を満たしているか、『ちば電子調達システム』を活用し、資格要件の確認を行うこと。ただし、法人の規則上、理事会等を開催する必要がないときは、決定経緯を文書にて保存し、市が提出を求めた場合はこれに応じること。

なお、理事会等議事録又は決定経緯を記した文書には、下記理由を明記し、入札参加業者の選定に係る透明性及び公平性の確保に努めること。

(一般競争入札の場合)

・入札への参加を表明した業者の中から、特定の業者を不適格業者として決定した理由

(指名競争入札の場合)

・資格要件を満たす数ある登録業者の中から、特定の業者を指名業者として選定した理由

※『ちば電子調達システム』による確認について

下記アドレス(入札情報サービス画面)にアクセスし、資格要件の確認を行うこと。

(https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/LPC0H00T_INIT_Action.do)

8 市への入札参加業者の届け出について

理事会等において入札参加業者を選定した後は、別添【書式①-1】に下記資料一式を添付の上、速やかに市へ届け出ること。(A4ファイル(2穴)に綴じ込み、提出すること)

(一般競争入札の場合)

- ① 理事会等議事録又は決定経緯が記された文書の写し(原本証明を行うこと)
- ② 実施設計図書(入札前に入札参加業者へ配付するものと同じもので、A3縮小版A4折のもの)の写し(原本証明を行うこと)
- ③ 設計見積内訳書(細目までの数量・金額入りのもの)の写し(原本証明を行うこと)
- ④ 現場説明書等(図面以外で見積条件を示したもの)
- ⑤ 入札参加業者から徴取した資料の写し(原本証明を行うこと)
- ⑥ 入札参加資格審査結果通知書案

(指名競争入札の場合)

- ① 理事会等議事録又は決定経緯が記された文書の写し(原本証明を行うこと)
- ② 実施設計図書(入札前に入札参加業者へ配付するものと同じもので、A3縮小版A4折のもの)の写し(原本証明を行うこと)
- ③ 設計見積内訳書(細目までの数量・金額入りのもの)の写し(原本証明を行うこと)
【入札参加業者へ送付する設計見積内訳書は、単価や金額を記載しないこと】
- ④ 現場説明書等(図面以外で見積条件を示したもの)
- ⑤ 入札通知書案

9 入札参加業者への通知

入札参加業者への通知は、前記8の届け出後、市の確認を受けてから実施すること。

なお、入札参加業者の選定に不適切な点があったときは、再度理事会等を開催して入札参加業者を選定し直すこととなり、設計内容に不備があった場合は、訂正を求めることとなるため、入札参加業者の選定及び入札の日程については、十分注意すること。

(1)一般競争入札の場合

入札の参加を表明した業者あて、審査結果を通知する。

(2) 指名競争入札の場合

指名業者(入札参加業者)あて、入札通知を行う。

なお、入札通知後に指名業者より入札辞退の申し出があった場合は、速やかに市へ報告すること。(辞退者が出たことにより、入札参加業者が1者となった場合も原則として入札の執行は可能だが、辞退者が出ることはないよう、指名業者を選定する際は、入札の内容等をよく検討した上で選定すること。)

10 契約条項の提示について

適正な入札を執行できるよう、現場説明書、実施設計図書、契約書案等(以下「設計図書等」という。)を入札参加業者あて提示する。なお、設計見積内訳書を入札参加業者へ送付する場合は、単価や金額を記載しない金抜き設計書とすること。

また、提示した設計図書等に修正が発生した場合や、入札参加業者から入札に関する質問があった際には、必ず書面にて全ての入札参加業者あて内容の通知を行うこと。

11 適正な見積期間について

入札参加業者が適正な見積金額を積算できるよう、建設工事等の見積期間は、次に掲げるとおりとする。なお、見積期間には、図面配布日(現場説明日)及び入札日を含めないこと。

(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条より)

工事1件の設計金額	見積期間
(1) 500万円未満	1日以上
(2) 500万円以上5,000万円未満	10日以上(※)
(3) 5,000万円以上	15日以上(※)
※ ただし、やむをえない事情があるときは、上記(2)及び(3)の期間は、5日以内に限り短縮することができる。	

12 入札の執行について

(1) 立会人

入札を行うときは、複数の理事(理事長を除く。)、監事又は評議員を立会人に含めることとし、併せて市職員の立会いを依頼すること。【書式①-2】

なお、入札場所は船橋市近郊(目安として、JR船橋駅から1時間以内に移動できる範囲)とすること。

(2) 見積内訳書及び工事費内訳明細書

入札書の投函と同時に、見積内訳書を提出させ、内訳書としての内容(中科目まで記載されているか、税抜きの総額が入札金額と一致しているか等)を具備しているか開札と同時に確認する。なお、見積もる項目を特定するため、見積内訳書の項目欄には、事前に内容を記載しておくことが望ましい。また、後日、落札業者には工事費内訳明細書(細目まで記載された数量・金額入りのもの)を提出させること。

見積内訳書及び工事費内訳明細書の作成に当たっては、「出精値引き △〇,〇〇〇円」、「端数処理△〇〇〇円」などのように、経費の根拠が不明確となる記載はしないこと。

また、提出のあった入札書及び見積内訳書はすべて受領し、入札参加業者へ返却しないこと。

(3) 入札結果の届出

入札後は、入札が適正に行われたことを証するため、立会人全員の署名とともに、下記書類を添えて

速やかに市へ届け出ること。【書式①-3】

なお、入札結果については、一般の閲覧に供すること。

(添付書類)

- ・入札書類一式の写し(入札書、見積内訳書、誓約書、委任状、辞退届、予定価格決定書)
- ・確認済証及び確認申請書の写し(第1面から第6面まで)

13 契約の締結について

落札業者が決定したときは、理事会等で審議のうえ速やかに契約を締結する。ただし、法人の規則上、理事会等を開催する必要がないときは、決定経緯を文書にて保存し、市が提出を求めた場合はこれに応じること。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)第14条により、公共工事における一括下請負は禁止されていることから、当該契約における一括下請契約は補助の対象としない。従って、一括下請契約を禁止する旨を工事請負契約書に明記すること。

契約締結後は、2週間以内に下記書類の写しを市へ提出すること。

(提出書類)

- ・工事請負契約書の写し(原本証明を行うこと)
- ・工事費内訳明細書(細目まで記載された数量・金額入りのもの)の写し(原本証明を行うこと)
- ・工程表

14 変更契約(当初契約後の変更)について

(1)設計変更について

原則として、補助協議時の内容に著しい変化をもたらす変更は行わないこと。(建物の規模又は構造(配置、平面プラン、面積表)、建物等の用途、認可・利用定員)また、その他の変更も極力ないように当初設計内容を詰めておくこと。

ただし、やむを得ない理由により変更の必要性が生じた場合は、変更内容、変更による金額の増減、変更理由を必ず事前に市に報告し、市の承諾を得ること。

(2)変更契約書について

上記(1)に示した設計上の変更、工期変更や支払時期の変更など当初契約で示された事項に変更が生じた場合は、「工事請負変更契約書」を締結すること。なお、この場合も、事前に市へ報告すること。

15 設備整備(備品購入)の契約について

基本的な契約手続きの進め方は施設整備に準ずるが、市における備品購入の流れ及び工事契約と異なる点について参考として次に示す。

備品の入札・購入にあたっては、必ず事前に市に発注リスト(契約単位ごと)を提出し、補助金の対象となる物品かどうか、契約方法は適切か等の相談をすること。

なお、リースによる設備の整備は、補助の対象にならないので、補助金の申請時に除外すること。

(1)仕様書の作成

設計額が30万円以上の場合、原則仕様書の作成が必要となる。

仕様書の作成にあたっては以下の点に注意すること。

物品名	物品の一般的な名称とすること。
数量・単位	製品の数量、単位は必ず明記すること。
仕様品番等	(a) 製品の性能を示す場合 製品の品番等でなく、購入物品に必要な性能、規格を示すこと。 (b) 基準品を選定する場合 基準となる製品のメーカー名、品名、品番等を示し、同等品を認めること。 (c) 1品又は複数の品を指定品にする場合 指定した製品のメーカー名、品名、品番等を示し、その品に限定すること。
納入期限	適正な納入期限を設定し、明記すること。
納入場所	具体的な場所(住所)を明記すること。
特記事項	納品時に特に注意すべき事があれば明記すること。

なお、契約の単位については備品一式としてまとめて契約とすること。ただし、業種が馴染まない等、合理的な理由があるものについては、保育用品・電気製品・事務用品など目的によってグループ分けを行い、それぞれ下記の表によって契約すること。

(2) 契約方法等の決定

下表の市における基準に沿って契約方法を決定すること。

設計金額については事前に複数の事業所から下見積書を取得するなどして、適正額を設定すること。

設計金額	契約方法
1,000万円超	一般競争入札又は6者以上の指名競争入札
500万円以上1,000万円以下	一般競争入札又は5者以上の指名競争入札
100万円以上500万円未満	一般競争入札又は4者以上の指名競争入札
80万円超100万円未満	一般競争入札又は3者以上の指名競争入札
50万円超80万円以下	3者以上の見積合わせによる随意契約
30万円以上50万円以下	2者以上の見積合わせによる随意契約
30万円未満	随意契約

(注)本表は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年11月1日政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額(平成26年1月24日総務省告示第11号)(別添資料⑤-3)、船橋市物品調達等指名業者選定基準、船橋市契約規則第25条、第27条による。

物品業者の選定基準は次のとおりであるので、市の物品調達等競争入札有資格者名簿の中から選定し、理事会等にて検討すること。ただし、法人の規則上、理事会等を開催する必要がないときは、決定経緯を文書で保存し、市が提出を求めた場合はこれに応じること。(船橋市役所6階契約課、11階行政資料室及びちば電子調達システムにて閲覧可能)

設計金額	有資格者名簿の等級
制限なし	A
300万円未満	B
80万円以下	C

※金額的には一般競争入札又は指名競争入札によるものであっても、特段の事情により特定の者と随

意契約をせざるを得ない場合(例「特定の業者でないと購入できない商品がある等」)は、随意契約とする理由を文書により市に提出し、事前に承認を得ること。

※上記の基準とは別に、法人で個別に入札・契約に関して規則を定めている場合は、法人で定めている規則にも抵触しないよう注意すること。

(3) 入札参加業者等の選定と入札通知

契約方法や入札参加業者、見積りを徴取する業者については、理事会等で決定すること。ただし、法人の規則上、理事会等を開催する必要があるときは、決定経緯を文書で保存し、市が提出を求めた場合はこれに応じること。

なお入札通知を行う際に、事前に市へ届け出る必要はない。

(4) 最低制限価格について

物品購入の入札においては、最低制限価格は設けない。

(5) 予定価格の設定と、入札約款及び契約条項の提示

一般競争入札又は指名競争入札、見積合わせによる随意契約の場合、施設整備の説明に準ずるただし、設計金額が30万円未満の場合は予定価格の設定は不要とする。

また、設備備品の予定価格は公表せず、封書に入れて入札当日まで金庫等に厳重に保管しておく。

(6) 入札の執行と結果の届出

立会人は施設整備に準ずるが、市職員の入札への立会いは必要ない。

入札事務方法(業者立会いか、期間を定めて郵便入札とするかなど)、書式、入札日時などは法人で決定すること。

入札の執行前に市への報告は必要ないが、入札の執行後には市へ備品購入に係る入札結果の届け出【書式①-4】と入札書(見積書)を提出すること。提出のないものは補助の対象とならないので必ず提出すること。

※12の(2)は施設整備のみの適用。

(7) 契約の締結

契約する業者が決定したときは、契約書案を理事会等で審議のうえ速やかに契約を締結する。ただし、法人の規則上、理事会等を開催する必要があるときは、決定経緯を文書で保存し、市が提出を求めた場合はこれに応じること。

契約書を取り交わさない場合でも、注文書(発注書)・請書(注文請書)を取り交わし、保存すること。なお、市が提出を求めた場合はこれに応じること。

(8) 納品・検品

備品の納品があれば納品書を受領し、保存すること。なお、市が提出を求めた場合はこれに応じること。また納品に際し検品を行い、検取調書を作成すること。

(9) 代金の請求・支払い

代金の請求があれば速やかに支払い、請求書を保存すること。

ただし、補助金の交付後でなければ支払いができない場合については、理由書を作成すること。

また支払い方法については、現金払い・銀行振り込みを原則とする。その際に必ず領収書を受領し保存すること。なお、ポイントの付与される電子マネーや、クレジットカード等での支払いは補助の対象とならないので注意すること。

補助事業による施設整備等に係る契約手続きの流れ図

